

## 伊方3号機運転差止め却下の広島地裁決定に抗議します

2017年3月31日

福井から原発を止める裁判の会

2017年3月30日広島地裁で 伊方3号機運転差止め仮処分の申し立てを却下するという決定が出されました。大阪高裁同様、福島事故以後指摘された司法の責任の欠如に対する批判に全く答えていません。

とりわけ司法審査の取り組みがそれぞれ異なることは好ましくないと、先に出された福岡高裁宮崎支部の抗告審決定の枠組みを用いている事は問題です。上級裁判所の意を汲むだけの判断に、裁判官としての矜持がありませんか。万が一の事故をおこしてはならないという伊方最高裁判決にも反しています。新規制基準に達していれば、安全であるとしているのは到底受け入れられません。

一方、基準地震動については、「四国電力の想定 of 合理性の有無について確証を得るにはなお慎重な検討を要すべき問題がある」とした上で「たとえば地震学者、原子力規制委員会の関係者の証人尋問を実施して関連事実（地震学会における学説の状況、原子力規制委員会における審査の状況等）を慎重に認定する作業が不可欠であるが、そのような証拠調べは、本案訴訟で行われるべきであって、本件のような仮処分手続きにはなじまない」という一文があります。

この証人尋問については、本案訴訟として開かれる、4月24日大飯原発控訴審第11回口頭弁論で島崎邦彦氏を証人として証人尋問をすることが決まっております。私たち大飯原発訴訟の原告団としては、この課題に取り組んでいるところです。

私たちはあらゆる手段を通し、原発を止める闘いを継続して行きます。